

造林事業請負

入札説明資料

(入札番号 第4号)

事業名 造林事業請負（川内地区2、地拵・植付）

事業箇所 青森県むつ市川内町字高野山国有林702林班に6小班外

東北森林管理局

下北森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事 業 名 造林事業請負(川内地区2、地拵・植付)
- 2 事 業 場 所 青森県むつ市川内町字高野山国有林702林班に6小班外
- 3 事 業 量 地拵 10.41ha・植付 10.41ha
- 4 事 業 期 間 契約締結日の翌日から
令和8年6月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1事業内訳書のとおり
- 5 請 負 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- (注) () の部分は、請負者課税業者である場合に使用する。
- 6 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除 の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
なし				

8 特約事項

別紙2及び別紙3のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

発注者 住所 青森県むつ市金曲一丁目4番6号
氏名 分任支出負担行為担当官
下北森林管理署長 成田 敏 印

請負者 住所
氏名
印

事業内訳書

記入番号	作業種及び作業手段	林小班	数量	単位	事業期間	担当区	備考
1	地拵・機械	702に6	4. 21	ha	契約締結日の翌日から 令和8年6月16日まで	東川内	全刈枝条存置
2	〃	702ほ6	3. 51	ha	〃	〃	〃
3	〃	702ほ7	2. 69	ha	〃	〃	〃
	計		10. 41	ha			
1	植付・人力	702に6	4. 21	ha	契約締結日の翌日から 令和8年6月30日まで	東川内	スギ普通苗8, 450本 (2, 000本/ha)
2	〃	702ほ6	3. 51	ha	〃	〃	スギ普通苗7, 050本 (2, 000本/ha)
3	〃	702ほ7	2. 69	ha	〃	〃	スギ普通苗5, 400本 (2, 000本/ha)
	計		10. 41	ha			20, 900本

別紙2

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
○	各会計年度における請負金の支払 限度額	令和 7 年度 0 円
		令和 8 年度 円
○	支払限度額に対応する各会計年度 の出来高予定	令和 7 年度 0 円
		令和 8 年度 円
×	前払金	第 41 条
×	翌会計年度の前払金相当額	円 第 41 条第 3 項
×	部分払	第 42 条
×	前払金の支払を受けている場合の 部分払額の決定	(a)
		(b)
○	各会計年度において部分払を請求 できる回数	令和 7 年度 0 回 令和 8 年度 3 回

別紙3

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

◎ 地拠条件因子表

◎ 植付条件因子表

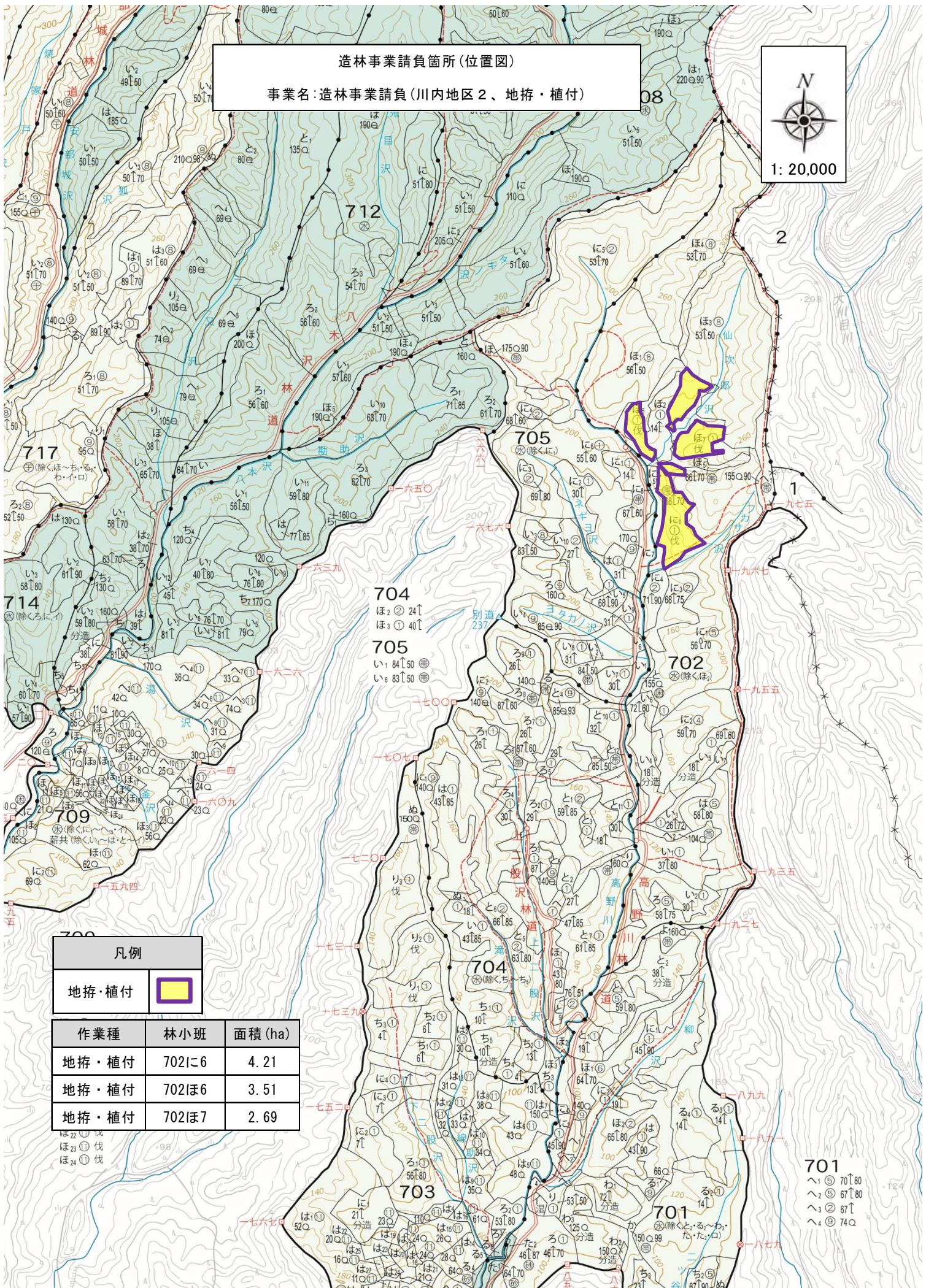
造林事業請負箇所(位置図)
事業名:造林事業請負(川内地区2、地拵・植付)

N
1: 20,000

凡例

地拵・植付	
-------	--

作業種	林小班	面積(ha)
地拵・植付	702に6	4.21
地拵・植付	702ほ6	3.51
地拵・植付	702ほ7	2.69

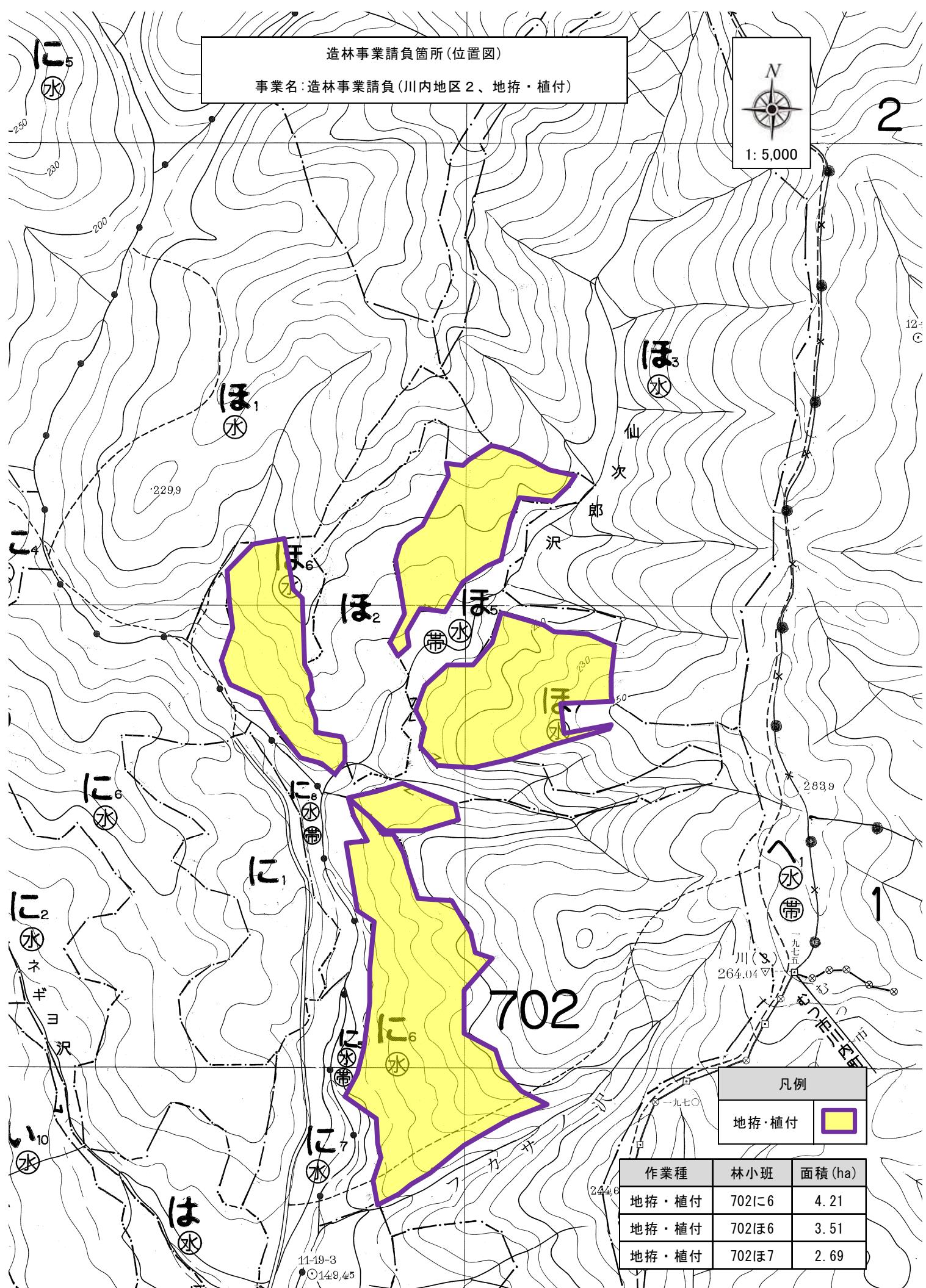


造林事業請負箇所(位置図)

事業名:造林事業請負(川内地区2、地拵・植付)



2



造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2. イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとす。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈枝条存置地拵作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(地床植生の刈払い及び処理)

- 3 地床植生(ササ、雑草、かん木)は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

(立木、末木枝条の処理)

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒木、末木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。なお末木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となるところは整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

(作業歩道の作設)

- 5 作業歩道は幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 6 針葉樹—ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹—ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 1 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第88号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 2 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齡	規 格			備考
		区分	苗長	根元径	
スギ普通苗	3年生	—	35cm上	8.0mm上	

3 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- (1) 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- (2) 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- (3) 樹勢が旺盛で充実し、病害虫、気象の被害を受けていないもの。
- (4) 着花、結実していないもの。
- (5) 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- (1) 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ていて、全体として調和がとれているもの。
- (2) 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- (3) 樹勢が旺盛で充実し、病害虫、気象の被害を受けていないもの。
- (4) 着花、結実していないもの。
- (5) スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 4 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 5 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受け入れ)

- 6 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 7 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 8 植付けした苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 9 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- 10 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 運搬方法
 - 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員 官職氏名	令和 年 月 日
記 事	

土仮植仕様書

(苗木)

1 苗木は別途仕様書によるが、現地到着後仮植箇所へ直ちに運搬し、解梱し仮植を行うこと。

(床地の選定)

2 仮植地の選定にあたっては、監督職員の指示によることとするが下記の条件を考慮して定めなければならない。

- (1) 植付予定地に近いところ
- (2) 風のあたらない平坦地又は緩斜地
- (3) 排水のよいところ

(床作り)

3 雑草、かん木類を刈払い、草の根、落葉など完全に除去すること。次に唐鍬で深さ20cm以上に耕し、根や石を拾い出し、耕した土を碎いて均し、周囲に排水溝を作ること。排水溝は深さ25cm以上とし、幅は特に定めないが床地に雨水が溜まらないように作設すること。

(仮植)

4 植溝は水平方向に平鍬で15~20cmの深さに掘り、選苗しながら1束の結束縄の長さに応じた範囲内に、山側に寝せ1本並べとして根ができるだけ広げ植溝に入れること。

なおこの場合、結束を解いた縄は当該仮植苗木沿いに保管しておくようにすること。植溝は、列間20cmの間隔となるよう掘りながら山側に土寄せし、苗木を十分踏みつけること。踏みつけ後は、下枝が土に埋まらないように手直しを行い、最後に排水溝の整備をすること。

また、気象により乾燥しやすい場合はむれないようむしろ等で日覆いを行い、適宜灌水を施すこと。

(その他)

5 土仮植の状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。

6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項で必要ある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

植付作業仕様書（普通苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から3日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡し計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常についていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。

- (1) 苗木の供給及び規格、仮植については別途仕様書によること。
(2) 仮植箇所からの苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木袋等については前もって十分水に浸すなどの措置を講じ、苗木の乾燥防止に努めること。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壤が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うとともに、やや深めに植込むなど細心の配慮をすること。

植付方法は次により行うこと。

- (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決める。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決める。
- (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
- (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
- (4) 植付地点を中心に約60cm四方の地被物を除去し、その中を約40cm四方、深さ約25cmを耕し、根、石礫等を除去して植穴全体の土壤を膨軟にすること。
- (5) できるだけ植穴の中に落葉、石礫等が混入しないようにすること。
- (6) 植穴の中で苗木の根を十分広げ、根の先がでないように土寄せを行うこと。この際、浅植え、深植とならないようにし、苗木が直立するよう植込むこと。
- (7) 苗木を左右、上方に振り動かしながら、土粒が根に十分密着するように覆土を行い、踏み固めを静かに十分に行い、除去した地被物等で根回りを覆うこと。
- (8) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。